

三次市教育委員会会議録

1 日 時 令和3年6月29日(火)

開会 午前 9時30分

閉会 午前 11時50分

2 会 場 三次市役所本館 6階602会議室

3 出席委員 教 育 長 迫 田 隆 範
委 員 小 根 森 直 子
委 員 深 水 顕 真
委 員 井 岡 直 美
委 員 藤 井 皇 治 郎

4 出席職員 教 育 次 長 甲 斐 和 彦
教育委員会事務局付課長 河 野 智 樹
学校教育課長 中 村 徳 子
教育委員会事務局付課長 赤 木 実
文化と学びの課長 古 矢 俊 彦
教育委員会事務局付課長 松 原 香 織
学校教育係長 中 村 啓 子
教育指導係長 藤 本 裕 佳 里
教育総務係長 沖 川 佳 代 子
学校教育課主任 下 志 政 行
文化と学びの課主査 迫 あ す か

5 議事日程

- (1) 議案第13号 三次市地域学校協働活動推進員の委嘱について(非公開)
- (2) 議案第14号 令和3年度三次市就学指導委員会委員の任命について(非公開)
- (3) 報告1 三次市学校給食食材安定調達連絡協議会設置要綱の制定について

て（公開）

(4) 協議 1 学校規模適正化について（公開）

教育総務係長 ただいまから教育委員会会議を開催する。教育長の報告をお願いする。

迫田教育長 5月の教育長着任以来、教育委員の皆様には施策推進について大変関心を持っていただき、円滑な事務執行にご理解いただき感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症拡大により広島県に5月16日から6月20日まで緊急事態宣言が発出され、その後も7月11日まで広島県独自の集中対策期間となっている。医療介護福祉等の従事者の皆様、関係団体各事業所、学校など、市民の皆さん一人ひとりが当事者意識を持って感染対策を徹底していただいたおかげで、教育委員会所管施設等での安全安心は保たれており大変感謝している。では、5点報告する。まず1点目は6月定例会について、6月18日から7月2日まで市議会定例会が開会中であり、6月21日から23日まで3日間の一般質問では、教育委員会関係で8人の議員から37件の質問をいただいた。質問の概要はすでに皆さんにもお届けしている通りである。何点か紹介する。生徒指導規程、いわゆる学校の決まりについて、本市中学校での取組状況への質問をいただいた。新聞報道にあったとおり、この6月に文部科学省から、時代の進展や児童生徒の実態を踏まえて、絶えず積極的な見直しを図るということ、決まり自体を生徒が自分ごととしてとらえ自主的に守るよう指導を行っていくこと等が示されている。本市でもすでに各学校で継続的に見直しを行っており、市内中学校12校中9校が具体的な見直しや改善をしている。例えば女子生徒のスラックス着用や、制服の下に身に着ける下着の色の見直し、或いは部活動の全員入部の見直しなど、いろいろと生徒・保護者と協同して、生徒自身が主体的に考えながら決まりを守ろうとしていく態度を養っていく取組を続けているところである。それから、児童生徒の通学荷物の重量化対策についての質問については、平成30年に文部科学省の事務連絡があり、本市の小中学校でも取組を進めているところである。学校に置いて帰っても良いもののリストを子どもや保護者に周知し、リストにあるものは置いて帰れるようにするとか、或いは、今一人1台のタブレットを持

たせているので、宿題の部分を写真に写し、デジタル化して持って帰ることで、物は置いて帰ってもいいとか、そんな工夫をしながらやっている学校があるということなどを説明している。コミュニティ・スクールの取組状況や、県立三次中学校や市内高校への進学状況、それからコロナ禍での学校運営などについても幅広い質問をいただいた。各質問への答弁を通じて、議員の皆さん或いは市民の皆さんに、教育への関心や理解を深めてもらうことができればありがたいと考えている。2点目は、新型コロナウイルスのワクチンの優先接種について、保育所、小中学校、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、市内の県立中学校、高等学校等、直接子どもに接する職員については、希望に基づいて集団での優先接種を行うことを周知している。1回目は7月10日11日、2回目は7月31日8月1日に中央病院を接種会場として実施をすることにしている。3点目は、三次市の洪水想定訓練について、6月1日に三次市全体でコロナ禍における大規模な洪水を想定した訓練を、国や県の関係機関と連携して実施した。市民に対して行った音声告知放送や防災メールの送信などを行い、小中学校にも発信し、十日市中学校については管理職に具体的な想定対応への参加を求め、危機への備えということで訓練をしたところである。4点目は、新しい学校給食調理場の関係について、令和5年度中の供用開始に向けて、調理場の基本設計を進めているところである。調理施設の仕様決定のために、食器の選定など、現場の栄養士、調理員の意見を踏まえて決定していくといった流れで進めている。いろいろ細かな多岐にわたる部分を、計画に沿って進めており、今現在遅れはない。最後に美術館関係について、5月13日から6月27日まで、奥田元宋・小由女美術館で「企画展 原田治展」を実施した。コロナ禍であるが感染対策を徹底して対応し、一定の集客もあり非常に好評だったと聞いている。三良坂平和美術館、あーとあい・きさでも企画展を開催しており、いろんな方に観ていただきたいと考えている。

教育総務係長 議事に入る前に、5月1日付で事務局職員に異動があったので紹介させていただく（教育委員会事務局付課長）。それでは、以降の進行を教育長に願います。

迫田教育長 これから議事に移る。本日の議案は、議案第13号及び第14号については、人事に関する案件のため、公開になじまないと判断する。については、三次市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により非公開が適切と考えるがいかがか。

委員一同 一異議なし一

迫田教育長 今現在、傍聴の申し出はないが、今後あるかもしれないので、本日の教育委員会会議に傍聴の申し出があった場合は、三次市教育委員会傍聴規則第2条の規定により傍聴の手続きを行い、三次市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により、傍聴を許可することとする。なお、本日の協議1については意思形成過程の協議であるため、音声記録については、ご遠慮いただくこととしたいがいかがか。また、公開案件である、報告1及び協議1を先に審議したのちに、非公開案件である議案第13号及び議案第14号を審議することとしてよろしいか。

委員一同 一異議なし一

迫田教育長 それでは、まず公開案件から審議する。報告1について事務局の説明を求める。

学校教育課長 三次市学校給食食材安定調達連絡協議会設置要綱を制定する告示について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定により別紙のとおり報告する。本要綱は令和5年度の2学期から供用開始を予定している（仮称）三次市新学校給食調理場において、三次市産農産物の活用を図り地産地消を推進することを目的として、新調理場への三次市産農産物の安定した調達に関する必要事項について協議検討を行い、供給体制の確保を促すため、三次市学校給食食材安定調達連絡協議会を設置しようとするものである。協議会では、三次市産農産物の安定的な食材調達に関すること、学校給食における地産地消の拡充に関すること、その他協議会において調査検討が必要とされることについて協議を行うものである。協議会の委員は、学識経験者、現に旧三次市内の学校給食調理場等に三次市産農産物を主に納入している業者又は個人、三次市立小中学校の栄養教諭等、三次農業協同組合の職員、三次市産業振興部の職員、三次市教育委員会事務局の職員で、委員の任期は委嘱または任命を受けた日からその年

度の3月31日までとし、令和3年6月1日からの施行である。

迫田教育長 質問等あればお願いします。

深水委員 協議会の協議事項についてより具体的に説明をお願いします。

学校教育課長 今現在、学校給食調理場には周辺の生産者から食材納入をいただいているが、新調理場では約4000食の食材調達が必要となる。できるだけ三次市産の農産物を導入したいと考えており、三次農業協同組合さんと連携をとりながら、個々の生産者グループからの納入も共存して考えるスキームづくりとして、地産地消の拡充、安定的な食材調達の2つを共存させていく仕組みづくりということで、協議事項に上げている。

深水委員 こういった仕組みづくりを協議していくということでよいか。

学校教育課長 仕組みづくりがメインとなる。

迫田教育長 その他質問等なければ、報告1についてはよろしいか。

委員一同 一了承

迫田教育長 続いて協議1にうつる。本日は三次市立小中学校の規模及び配置の適正化について意見交換を行う。これまでの経過及び現状について事務局の説明を求める。

教育次長 これまでの経緯及び三次市学校規模適正化検討委員会の答申内容について説明する。昨年度、三次市立小中学校の適正な規模及び配置について調査検討し、児童及び生徒にとって望ましい学校教育環境の基準、指針を作成するため、学校規模適正化検討委員会を設置し、委員である学識経験者や、学校関係者、保護者や、自治連の皆様にご審議をいただいたところである。令和2年10月21日を第1回委員会として開催し、三次市立小中学校の規模及び配置の適正化に関する事項を、ICTの利活用も含めて検討していただきたい旨の諮問を行った。令和3年3月3日まで計6回の委員会で検討を重ねていただき、3月15日には検討委員会の考え方や方策等、答申をいただいた。答申書の内容は、3月17日の教育委員会会議で報告したところである。適正化に対する方針として、子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障するために、学校規模の大小にかかわらず、これまでの小中一貫教育の実績、成果を踏まえつつ、各学校がその良さを活かし、ICTを積極的に活用して問題解決を図ることにより、適正な学校

規模及び配置を実現することが示されている。また、適正化の検討を始める時期の目安として、小学校においては、全学年が複式学級である、いわゆる完全複式となった時点、もしくは、さらに小規模化が進んで2つの学年で児童数がゼロになった時点のいずれか、中学校においては、複式学級となった時点、もしくは、さらに小規模化が進んで、1つの学年で生徒数がゼロとなった時点のいずれかとし、検討する際には、児童生徒保護者、地域住民及び教職員の意見を十分に踏まえることが必要であるとの意見が示されている。今後はこの答申内容を踏まえ、教育委員会会議及び総合教育会議でご協議をいただき、市の方針を決定していきたいと考えている。決定までのスケジュールについて、7月5日開催予定の総合教育会議で、市長と教育委員会による意見交換を行い、7月の教育委員会会議で再度協議を重ね、8月の教育委員会会議で方針案を作成していきたいと考えている。

迫田教育長 質問等あればお願いします。

深 水 委 員 今の説明の中で、この答申を踏まえてとあったが、今後の議論の中でどの程度この答申に拠って立つのか。

教 育 次 長 この答申の中に、教育委員会から諮問したICTについて触れてある。或いは自由化制度、コミュニティ・スクール、部活動などについて、教育委員の皆さんに方針決定までの過程で審議をいただいた上で方針を決めていただきたいと思います。大きく分けてこの4点について、この場で協議をいただき、方針決定へ結び付けていただきたいと思います。

深 水 委 員 その4点以外はそのまま答申書に拠って立つと考えたらよいか。

迫田教育長 私の方で少しまとめさせてもらおうと、今の質問はこの中身をどの程度重視するのかということだと思う。これについてはやはり真摯に受けとめるというふうにとらえている。諮問し、昨年10月から6回にわたって検討委員会の皆さんには非常に多様な視点で協議をいただいた。そして、適正化ということに関わって、三次の教育のあり方や、ICTの利活用についての前書きがあるので、そういったところも十分に踏まえ、いろんな課題を取り上げた中で考え方を示していただいた。やはり真摯に受けとめていく必要があると考えている。したがって、教育委員会では教育委員の皆さん

んと私とで合議をしていく中で、この答申を踏まえてどのように考えていくのか、多様な視点があるので、そういった視点を丁寧に協議し、全体を見通した中で、この答申の内容に含まれている意味合いについて、互いに率直な議論をし合い、あるべき適正化に向けての方針案を教育委員会としてまとめていくそのたたき台という意味でも大事にしていくべきは答申書にあるだろうととらえている。縛られるのかということ決してそういうものでもなく、そういった議論をしっかりとこの答申書に基づいてやっていくということが大事であると考えます。

迫田教育長 それでは、これからこの方針を踏まえて、教育委員会としての方針案につなげていくために、この方針をある程度項目に分けると、通学区域自由化制度に関わること、部活動のあり方に関わること、ICTの利活用に関わること、それから、コミュニティ・スクールに関すること、といった部分が検討課題として示されていると考える。そういったところを、委員の皆さんに協議をいただき、それぞれ個別に整理することは難しいと思うが、ある程度そういったところも検討していく中で、適正化の方針案につなげていくという流れで、これからの協議を進めさせていただければと思う。今の4つの論点だけではないので、いろんな検討をしていただく中で、方針を一定程度まとめていくという協議にさせていただくということではいかがか。

委員一同 一異議なし一

迫田教育長 それでは、これからの大まかな見直しを確認していただいたので、今日はまず答申の中の4つの検討課題について、協議していただければと思う。ただ先ほど申し上げたように、個別、独立したものではない。しかも、適正化への考え方をまとめていく中での協議なので、まず、その4つの協議について時間をとらせていただければと思う。まず一つ目、通学区域自由化制度から協議をいただければと思うがいかがか。

委員一同 一異議なし一

迫田教育長 それではまず、通学区域自由化制度の概要について事務局からの説明を求める。

学校教育課長 通学区域自由化制度について説明する。通学区域自由化制度は、平成17

年度に始まった制度で、平成25年度までは毎年11月に申し込みを行い、翌年度4月には希望する学校にどの学年でも変更できる制度であった。平成26年度に見直しを行い、小・中学校入学時と転入時に限定して利用できる制度に改めている。答申では「小中一貫教育や地域(居住地)で学び、育つことを充実させる観点からは、一貫性が問われている」と述べられ課題提起されている。小中一貫教育は平成23年度から一部の学校で導入され、平成27年度から全ての中学校区で実施している。これは、中学校区内の小・中学校における9年間を一つの期間と捉えて共通目標を設定し、小学校から中学校への円滑な接続と、指導内容・指導方法等について、一貫し継続的な取組を行うことで、児童生徒の学びや育ちを支えるというものである。平成26年度に通学区域自由化制度の見直しを行う前も小中一貫教育との整合性について議論があったため、三次市の小中一貫教育との整合を図ることも鑑み、通学区域自由化制度の運用を改めるという対応をした経過がある。見直し後は、選択した小学校の学区の中学校が指定校となるため、自由化制度と小中一貫教育とは相反するものではなく一定程度の整合性を持たせるものとなっている。また、平成26年度に通学区域自由化制度の見直しの際に行ったアンケートの結果から、この制度を活用した人の満足度が高いものであると認識している。このように、小中一貫教育との整合を図りつつ、子どもたちのニーズに応えるという整理をして現在に至っているという状況である。

迫田教育長 今の説明も踏まえ、協議に移りたい。それぞれ考えておられる意見などを率直に出してもらい、それについて協議をお願いします。

深水委員 議論の前提として、今制度を利用されている方がどのくらいおられるか聞きたい。

学校教育係長 令和2年度の利用は小学校34件、中学校41件である。

小根森委員 制度利用の理由はこういったものがあるか。

学校教育係長 理由としては、希望する部活動をしたいため、交友関係のある児童・生徒が通学しているため、保護者の通勤場所等家庭の事情によるといったものや、制度導入から10年経過しているため、兄弟が学校選択希望で通学している学校であるというもの、また、指定学校より大規模校または小規模

校を希望するといったものなどがある。

小根森委員 平成26年度の見直しによって、制度は大変いいものになった。小学校と中学校入学時のみにしたことで、小中一貫教育はかなり守られていると思うので、これだけニーズがあるからには保護すべきだと思っている。前回滝沢先生が、小規模校の特性を生かし児童生徒を呼び込む、小規模特認校制度を考えてみてはどうかということをおっしゃったが、自由化制度と特認校制度は一緒に実施できるものなのか。

学校教育係長 小規模特認校制度について答申に記載されているが、検討委員会の中では具体的な議論がされていない。また、特認校制度のこういったことをイメージしての発言であったのかということや、他市町でこういった事例があるのかなど確認できていない。今後必要に応じて検討を行っていきたいと考えている。

小根森委員 三次ではどちらかといえば大規模校へ子どもが流れていると思うが、小規模校の良さをしっかりPRできれば小規模校の方へ呼び込むことができるのではないかと思う。私は以前、松山に住んでいたが、蛍が飛び交う谷あいの町で、スクールバスを出して街中の子どもたちを呼び込んでいた。複式になっていた学校に結構な人数の子どもたちが通うようになっていた。三次はそういった環境には特に恵まれているので、そういう実験校として何かやってみてはどうか。今コロナで、田舎に帰ってくる人もいる中、ニーズもあるのではないか。

藤井委員 少し話が逸れるかもしれないが、自由化制度の有意義性の一つとして、子どもが小学1年生から6年生での間に居づらさを感じた場合、中学校からは違う学校に行きたいということでこの制度を使われる方もあるはずである。それは保護者や学校から聞くことがあるので、そういう意味でもなくすとかなくさないといった議論ではなく、必要性はあると思うので、そこも注目して、制度のあり方として、もうちょっと柔軟なほうがいいとか、厳しめの方がいいのではといったことも欠かせないのかなと思っている。

深水委員 自由化を選択された理由の一つ大きなもので、部活動というのがある。この後の議論に繋がってくると思うが、部活動も確かに大切ではあるが、学校の選択が部活動によって左右されるのはいかがなものかという印象を

大きく持つ。その意味では、部活動と学校の教育の部分とを少し切り離して考えていく必要があるのではないか。どの学校においても、部活がある程度自由に選べるよう、それは確かに学校の中において、人数がどうしても制限されているとかいろんなところがあると思うが、部活動をうまく切り離すことによって、何かもう一つの選択肢ができるのではないかという印象である。

井岡委員 部活動については、今までの話を聞くと、あそこの学校のあの部に入りたい、強い弱いがあるのかもしれないが、そこで鍛えてもらいたいというのが多かったかと思う。これは大きな学校から大きな学校への移動の話をつくさん聞いたが、小規模校に部活動がないからという理由はなかったと思うので、部活動で学校を選ぶということがあってもいいと思う。中学校の部活動はまた特別な意味があるので、それはそれで、そういう選択をされてもいいと思う。それと、自由学区はやはり見直しをされてからよくなったのだと思うが、今後地域が本当に過疎化して、ボロボロになっていったときに選ぶとか選ばないではないと思う。制度が形骸化してしまうのではないかとすごく今不安に思っている。

小根森委員 おっしゃるように学校の部活動というのはすごく大事だと思う。いろいろな考え方があるが、野球部とかテニス部とかであの学校に行きたいというのは、地域で三次のチームを作ればそれは解消できるのかもしれないが、例えば、理科クラブとか書道クラブとか、あの先生に教えてもらいたいとか、子どもの個性を育てるひとつのきっかけになるのではないかと思う。やっぱり先生も自分の特技を活かしたいと思った時に、そういう部活動でどんどん授けてもらいたい、先生にもやりがいとしてもらえたらいいと思う。授業以外での活動として大事にしてもらいたい。

迫田教育長 今、通学区域自由化、部活動というところで議論していただいているが、通学区域自由化制度について、今の話を聞かせていただくと、ニーズは一定程度あり、制度を利用し満足している子どもがいるということは言えると思う。ただ、制度として、部活動などの理由も含めて、今の制度でよしとするのかどうかというところについては、もう少し見直すべきところもあるのではないかというところは、皆さんの意見として共通しているかと

思う。私の手元にも事務局から説明のあった人数や理由などの資料があるが、毎年全体の10%ぐらい、1学年がだいたい400人あまりなので、30人から40人弱ぐらいが指定学校以外の小学校、中学校を利用している。一定程度の利用がある。指定学校として、小規模校から大規模校というものもあるが、大規模校から小規模校というケースもある。そういうところでそれぞれいろんな事情があるというところは見とれるので、そこらを含めて平成26年に見直しをし、小学校1年生、中学校1年生段階で選択できるようにしている。それをさらに見直すとすれば、どういった見直しの視点があるか意見があればお願いしたい。

井岡委員 令和2年度の件数は当初より少なくなってきたのか。毎年このぐらいの件数の利用があるのか。

学校教育係長 制度開始の平成17年度は中学校が12件、平成18年度も12件である。平成26年度は小学校52件、中学校51件、合計103件の利用があった。こののちに見直しを行っている。

小根森委員 まだこの自由化制度がなかった時にも、緊急性のある場合には申し出れば学校を変更できた。今もその制度は変わらないので、自由化制度の見直しについては特にはない。むしろ、学校を選ぶ理由の中に、児童生徒や保護者が問題視していることが隠れていると思うので、この問題をどのようにしていくか、深水委員が言われた部活動についても、部活動で選ばなくてもいいようにするためにどのようにもっていくか、そのような検討の仕方をしていくとよいと思う。

深水委員 今の見直しのことに関していえば、小根森委員がいわれたように、現状はこの制度自体に特に大きな変更は必要ないという印象を受ける。そういう制度の流動化の中でそれぞれの学校が魅力づくりをする中で、ある意味適正化が自然に図られていくところはあると思う。その意味では、ある一定程度、こういう流動性をしておく必要があると思う。

井岡委員 この制度もいろいろあって、平成26年度に見直しがあったのだと思う。やはり、今のような理由のチェックだとか、学校と教育委員会とが連携しながら、いくらか一定期間での見直しというものは図らなければいけないと思う。近隣の庄原市や安芸高田市にもこういった制度はない。福山市や

広島市など、もうちょっと大きな市内に行けばあると思うが、子どもたちが自由に動けるような、不登校関係についてもフリースクールなどの便利なものがある。選択肢が多い。そこから考えると、三次市はそういうことがないので、この自由化制度によって幅を持たせる、選択肢を増やすというのはとてもいいことだと思うので、見直しを一定期間の間に図りながら、続けていただければいいと思う。

藤井委員 改めてのことではないが、やはり保護者間でも安定して、周知されていると感じている。当たり前のように、三次市の中では学校を変わるよねという話をされている。変わる必要がなければ深く知ろうとされないが、例えば君田の方から十日市に来たとしても、制度があるから別に何の違和感もない、ただ何かの事情があるのだろうというくらいである。当たりの制度になっているので、決して悪い制度だというふうには感じておられないし、逆にあって当然だというくらいに受けとめているところである。

迫田教育長 では、今の意見を踏まえると、制度としては、一定程度的見直しをされた中で、子どもたちの選択に作用し、それぞれの学習や、学校への意欲づけということには繋がっているとすれば、制度としての大きな見直しはそこまで必要ないのではないかと、ただ、理由の中にはいろんな課題も見える部分があるから、そういったところに注視をしていく。そして、それに基づいて考えるべきことや、検討すべきことを常に検討していくということは必要なのではないかというところまでは、よろしいか。それでは、今の部分まで確認させていただき、自由化制度の議論の中で、部活動も大きな理由だということで今までの議論になってきているので、続いて、部活動のあり方について議論を移りたいと思うがいかがか。

委員一同 一異議なし

迫田教育長 それでは、部活動のあり方について、事務局から説明を求める。

学校教育課長 部活動のあり方については、学校規模適正化検討委員会における議論の中でも重ねて意見をいただいたもので、学校選択の際の重要な要素となっている現状から、そのあり方が問われており、答申にも記載されたものと認識している。答申では、「教職員の働き方改革や専門的な指導の充実などの観点から、中学校単位でのスポーツ・文化活動の機会保障から三次市全

域での機会保障へ、そのあり方を検討する必要がある」と課題提起されている。さらに、「7. 学校規模及び配置の適正化に向けた基本的な方策」にも同様の課題が提起されており、「三次市全体で様々なスポーツ、文化活動の機会を保障する仕組みづくりを推進する中でそのあり方を再検討していく必要がある」と述べられている。

教育委員会事務局付課長 続いて、学校教育における部活動について説明する。資料2にあるように、文部科学省から令和2年5月1日付で、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」という事務連絡があった。令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域に移行する等の方向性が示されている。部活動を地域に移行していくことについては、生徒が希望する部活動を行えたり、専門性の高い指導者や部員数等を確保できたりすることとなり、生徒にとって充実した継続可能な部活動の実現に繋がるというふうにとらえている。本市においても、国や県の動向を参考にしながら、段階的な移行を進めていきたいと考えている。具体的には、今、教育委員会と地域振興課が中心となり、外部の方にも入っていただく検討委員会を設置するよう計画している。その検討委員会の中で、各学校の部活動の実施状況や、地域のスポーツ団体や文化団体の状況を調査したり、先進的に取り組んでいる地域へ視察等を行ったりしながら、本市にあった部活動の地域移行のあり方を今後研究していくように考えている。

迫田教育長 今の説明について質問等あればお願いします。

小根森委員 部活動の地域移行について、地域というのはどの大きさなのか。例えば十日市地域となるのか、三次市全体なのか。

教育委員会事務局付課長 地域の捉え方は今後調査をしていく中で、例えば十日市とか、作木とか、吉舎とか、そこでどういうスポーツ団体があり、社会体育が行われているかということを調査した上で、地域を捉えていこうと考えている。

小根森委員 体育だけなのか。

教育委員会事務局付課長 文化活動も含めて考えていこうとは思っている。

小根森委員 コミュニティセンター単位といったイメージか。

教育委員会事務局付課長 そこでどういう活動が行われているか、子どもたちが希望する活動があるかどうかにもよると思う。

迫田教育長 明確なものはまだこれからということになるが、こういう通知、事務連絡も出されているという中で、これから考えていくということである。それでは、部活動のあり方について皆さんの意見をいただきたい。

深水委員 勉強不足なので教えていただきたい。今回示していただいた資料2の中に、部活動は学校教育の一環という一文があるが、この言葉の意味を少し説明していただきたい。例えば部活動をしなければ、学校を卒業したことにならないのか。

教育委員会事務局付課長 学習指導要領の中で、部活動も明記してあるが、部活動をしなから卒業できないということはない。部活動は教育課程に含まれているものではないが、子どもたちが希望するスポーツ関係とか、文化部の活動を希望するならばしっかりやらせるというもので、学校によっては、社会体育に位置づいて頑張っている子等は、部活動に入らなくてそちらを頑張るように認めている学校もあるので、卒業できないというしぼりはない。

深水委員 これは生徒側の視点というよりは、学校側の視点、学校として部活動を設ける必要があるというという理解でよいか。

教育委員会事務局付課長 設ける必要があるというふうには書いてはないが、生徒の望ましい自主活動、また団体活動の一つとして部活動を行うようにというふうになっている。

井岡委員 縛りというのは、決められたようにあるわけではないが、やっぱり学校というところは人間形成の場であり、小・中学校はその最初の場である。だからそういう意味で、私は大事なことなのだと思う。学校授業だけで人間形成できないことはないが、本当に豊かな人間性を育むというのが学校教育の大きな目的なので、そこは本当に大事なところだと思う。

小根森委員 子どもの人間形成としての部活動というのはもちろん大事であるが、やはり教職員の働き方改革も大事だと思う。教職員の働き方がどうなのかを考えた上で、何の部活動ができるのかを考えたらいいと思う。となると、地域で参加してもらおうクラブと、やっぱり学校でないとできないクラブがあるので、あまりそこは固く考えずに、地域でできることはやってもらい、学校で参加する子もいてもいいのかなと思う。最初のうちは柔軟に対応したほうがよいのではないかなと思う。

教育委員会事務局付課長

今、小根森委員が言われるように、教職員の働き方改革の視点も大切だと思う。現在各学校で部活動を行っているが、専門以外の部活動を持っている教職員もいる。そういうところには今、部活動の顧問ができる部活動指導員、またはコーチとして部活動の外部指導員という形で、地域の人に入っていただき、専門的に活躍していただいている。そういう意味で地域の力を借りながら中学校では部活動をしているので、部活動指導員や外部指導員等も含め、今後のあり方も検討していく必要があると思っている。

深水委員

小根森委員が言われたように、その学校の部活動や地域の部活動を含めて、広く柔軟に対応していくというのは大きな流れなのかなという気はしている。先ほど自由化の中の議論にもあったように、部活動を希望して学校を変えていくというのもあったが、学校を変えなくても、部活が選べる制度というのが理想ではあるのだろうと思う。その意味では、地域活動それからさらには、全市的な地域的な活動の中に所属していくという方向もあるのではないかと思う。できるだけ地域の力も踏まえながら、学校にとらわれない、より大きな枠組での部活運営というのが一つの流れなのかと思う。

藤井委員

今、皆さんの意見の中で、地域の力を借りるという部分では、地域振興課が所管する19の住民自治組織の横の連携が、意外にないということを知り、それがいい悪いではなく仕方ない現状なのだろうが、そこにはいろいろな技術やスキルのある、かなりいろいろな人がおられるはずだが、なかなか把握できない。把握できていないので、あそこの地域でこういうことをされている、こういうのが熱心であるという話ができない。けれども、地域には昔ながらの地元のお父さんお母さんたちが活躍されている現状はしっかりあるので、地域振興課と教育委員会等がその情報をしっかり共有し、子どもたちを育てる一部を担ってもらうことは十分可能性があると思う。学校という縛りではない、やはり地域に出ていく姿について協議を重ねていくことは非常に望ましいのではないかと思っている。

深水委員

もう一つ、働き方改革のところでは、例えば地域のクラブ活動に対して、逆に教職員が関わる可能性が出てくるのではないか。年休を使って出て行くのではなく、もっとうまく制度的に教職員を派遣できるといったこ

とも大切かと思う。同時に、今度はある程度の専門的な技能を持った教職員が、一つの学校にとどまっていくという制度の可能性はあると思う。例えば吹奏楽をこの人がずっと教える。その中でその人のところで習いたいということもあるかもしれない。現状ではどうなのか、部活動を理由とした教職員の固定化というのは難しいというのがあるのか。例えば、世羅高校などはそういう形でずっと運営しているがどうなのか。

教育委員会事務局付課長

教職員の固定化については、県の人事異動方針がある。ひとつの学校である程度の年数が経ったら異動の対象になるということや、一定の市において何年以上いたら異動の対象になるといったことがあるので、今現時点で、例えば10年、20年、その学校にいるというのは難しいかと思う。また、中学校の場合、部活動を優先して人事異動がされているということはあまりないのではないかと思う。どうしても教科面での人事異動が中心となる。例外はあるかもしれないが、深水委員が言われたように、部活動を中心に、残って部活動を続けることは難しいかと思う。

迫田教育長

今の皆さんの議論を聞くと、部活動そのものの意義というのはやはり大事なものがあるという部分は私もそう思う。幅広い人間関係形成や、いろんな社会性を身につける部分、将来にわたっての意欲や、続けていきたいという力を身に付けるものということでは、大事な要素であるといえると思う。しかし一方では、職員の働き方改革の課題や、学校だけではなかなかやりたいことがしきれない環境で、よそに行かないといけないということも含めて、その環境をどのようにしていくことができるのかということが大きな課題であるということが共通的にいえると思う。そうなった時に、やはり今言っていたように、地域振興課と連携を取っていく。学校の役割としてしないといけない部分はしないといけないが、やはり家庭に求めないといけない部分もあれば、地域で協力して一緒にやってもらうというものも当然あり、仕分けがある。そういう中での役割分担といった部分で、しっかり地域と一緒に繋がりながら、その活動の場を幅広く求めていくとか、あるいは整理していく。そういう仕掛けが教育委員会としても必要な部分があるということで、ここまでの議論を整理させてもらい、次に、答申の大きな基盤になっている、ICTの活用についての議論に移

りたいと思うがいかがか。

委員一同 一異議なし

迫田教育長 では、ICTの利活用について事務局の説明を求める。

学校教育課長 ICTの利活用について説明する。昨年度開催の学校規模適正化検討委員会では、教育委員会からの諮問を受けて、ICTの活用についてもさまざまな意見をいただいた。その意見を集約した内容が答申にも反映されている。答申には、社会状況の急激な変化の中、学校における学びは、柔軟性かつ多様性が求められている旨の記載がある。また、近年の激甚化、頻発している自然災害や、昨年度からの新型コロナウイルス感染症拡大への対応もあり、オンライン、インターネットの利活用が有効な方法として注目を集めており、従来とは異なる発想や方法が教育に求められていることが述べられている。また、8、学校規模及び配置の適正化に向けた具体的な方策の(1)として、ICTの利活用による豊かな教育機会を保障するための手法が示されている。オンラインやAIを学習方法や教材として積極的に利活用することにより、子どもたち一人ひとりに最適な学習を保障し、また教職員が地域資源を生かした教育活動に取り組むことができるよう、ICTの積極的な活用により校務の効率化や軽減を図ることが挙げられている。

教育委員会事務局付課長 続いて、三次市におけるICT教育について説明する。これまでも教育委員会の中ではICTについて説明をさせていただいたが、本市は市長の政策のもと、また国のGIGAスクール構想のもと、ICT教育をすすめている。昨年度3学期には、児童生徒1人1台のタブレット端末、iPadを整備し、今学校等で活用している状況である。資料3のとおり、これまで情報担当者の研修会等で説明してきた内容をもとに、ICTを活用した学習の手引きを三次市教育委員会で作成し、学校においてはこの手引きを使って、ICTの研修や学習を進める際に活用しているという状況である。この資料に、三次市が目指すICT活用授業を実践するためのステップを示している。学校において状況はそれぞれだが、ICTのステップ、「I」いろいろ、「C」チャレンジして、「T」使いこなす。このICTのステップによって、児童生徒がタブレット端末などを、学習の道具、文房具の一

つとして使うことができるように今学校の方で取り組んでいる。その手引きの後ろにつけている、持ち帰りスケジュールに沿って、学校の方では持ち帰りをしている。5月中旬には、みらさか小学校・中学校、三和小学校・中学校のモデル校において持ち帰りを始めた。モデル校が持ち帰りをした成果や課題を踏まえ、今現在はほとんどの学校において、持ち帰りを始めている。一部中学校においてはこの7月から始めるところがあるが、ほとんどの学校で持ち帰らせ使わせている。中学校では、この期末試験の期間中に生徒が早く帰る日を利用して、学校と家庭とのやりとりを試行してみる学校があったり、小学校において夏休みに入ってから、学校と家庭とのやりとりをやるという学校もあったりと、家庭と学校をつなぐオンラインの学習に向けて今準備を進めているところである。オンライン学習の状況については、家庭と学校とのやりとりは今からしていくが、学校同士のオンラインでのやりとりや交流は積極的に進めている。八次小学校と中学校においては、児童会と生徒会がオンラインで結んでオンライン上で意見交換をしたり、布野中学校では、沿岸部の中学校と交流していたものをオンラインで結んで交流したり、また特に甲奴はアメリカス市との交流をしているが、甲奴中学校とアメリカス市の中学校、高校をオンラインで結んで交流するという試みも試みているので、オンラインについては、かなり進んできていると思う。また、教職員の研修も、オンラインで結んで、小中学校一貫教育の研修をするというところも増えている。本当にこの1年で劇的に研修のあり方、交流のあり方も変わってきて、しっかり学校でも活用できている状況であると考えている。コロナ禍において、児童生徒の学びを保障するためにも、家庭における学習支援を最大限に行うため、デジタル機器を活用したオンライン等の授業の準備を早急に進めている状況である。

迫田教育長 今の説明について質問等あればお願いします。

小根森委員 思っていたよりも進んでいてびっくりしている。もし複式などの学校規模適正化の対象となるような学校が、ICTによって少しでも残る可能性があるとするれば、日常的に他の教室と交流を毎日しないといけなと思うがそういうことはどうなのか。

教育委員会事務局付課長 実際はまだ常時つなぐということはないが、つないで学習を行うことは将来的に可能である。今でもやろうと思えばできると思うが、学校同士で同じ時間に同じ教科を勉強するというような調整が必要なため、今は時々繋いでやっているという状況である。

小根森委員 不登校の子や学校を休んでいる子が、オンラインで参加するのはどうなのか。

教育委員会事務局付課長 これも、一斉にどの子にもやっているという状況ではないが、学校によっては今試行をしているところがある。先日、足を怪我した子が長期で休むことが見込まれるので、親からの希望もあり、ZOOMでつないで授業を受けさせた状況がある。長期間ではなく、1、2日実施したところではスムーズに行えた。ただ、どうしても教室の授業を発信しているに留まっているため、休んでいる子はそれを見ていたという状況だった。将来的には不登校の子たちもしっかりとそういう場面で授業に参加できるようにしていきたいと考えている。

深 水 委 員 確認だが、例えば1人か2人しかいない学年の子どもが、20、30人の学年とでネットで繋いで日常的に授業を受けた場合、それは時間数としてカウントできるのか。

教育委員会事務局付課長 しっかり研究してはいないが、その時間、その学習の授業に担任もいるので、それで授業を受けているのであればカウントできると考えている。

深 水 委 員 少人数の学級が遠隔地で同じ授業を受けるという形で成立しているということではどうか。

教育委員会事務局付課長 少人数の学級にも先生がいるということであれば、授業を受けているということにはなる。

迫田教育長 それでは、今の内容や、答申でいただいているいろんな状況、課題、あるいは提起などを踏まえて、皆さんの意見をいただきたい。

藤 井 委 員 先日、校長面談をオンラインでさせていただいた。小規模校もあれば大規模校もある三次市の現状の中で、青河小学校に関しては、かなり前から1人1台のタブレットが学校の中で貸し出されていたということである。この度、校長先生も教頭先生も変わられて引き継がれ、もう持ち帰りもやってみているというタイミングだった。やっぱり、できることは早くできる

のだと思った。それは小規模校だからこそ、そういう結果にあるのだと思うので、やはりこの適正化の意味合いが、平成から令和になって変わってきているということを知らないといけないと思う。小さいからいい、大きいから悪いではないが、できることはやっぱりあるということを実感したし、現場でやっていることをこれからどう生かすのかというのが、このたびの規模適正化に重きを置く部分がこのICTは特にあると思った。メリットである。そうすると、事例があるのか、また他の市町の方でどういった現状があるかという勉強の部分にもなると思うし、本市でどのようにそれを膨らませるのか、より良くするにはどうすることがいいのかというのは議論していく箇所かと思った。先日のオンラインの校長面談は非常に有効だったと感じている。

小根森委員 ICTを活用する際に、うちでも使っているが、いつも不具合が出てくるので、契約している会社へすぐ電話をして、電話ですぐに対応してくれるので、すぐその場で大体解決できるが、学校の場合はそういう仕組みはどうなっているのか。

教育委員会事務局付課長 定期的に支援員が回っているということでの対応と、そういう急な不具合の時には、情報政策課でヘルプデスクを設けているので、そこへ電話して対応しているのが現状である。

小根森委員 それならいいと思う。即座にいつでも対応する体制はとても大事である。

深水委員 ICTの活用に関して、今回の答申に、学校規模及び配置の適正化に向けた具体的な方策の最初のところ、1番に、ICTの利活用による豊かな教育機会の保障というのが出てくる。今の議論の中にあつた、例えば複式の解消といったところにもこの方針を踏まえたら、まずICTを使ってどうにかできないだろうかというところが一番の議論だろうと思う。それは今の枠組の中だが、さらに今度はそれを乗り越えていって、単なる使いこなしの段階から、ICTを使ってどう変わっていくかということである。今回の手引き書の中に、Society 5.0っていう話も出ている。4.0の段階が情報社会である。その段階ではなく、5.0、その先を行きなさいという、Society 5.0という話であり、そういう意味では、今までのような学校のあり方を問い直す時期というか、その大きな出発点に

なるのがG I G Aスクールという考え方なのかと思う。繰り返しになるが、今までのような地理的に固定され、先生が前で授業し、何十人かが並んで受けるという学校のあり方というものを、もう一度見なおし変えていくということである。今の学校の中にこれを持ち込んだだけでは、使いこなすことはできるかもしれないが、変わるというのはなかなか難しいと思う。その意味での5.0なり、G I G Aスクールに向けてのきっかけづくりというのを制度的に三次市の中でやる、ある意味しっかり背中を押していかないと、なかなかこの部分には変わっていけないという気がするが、そういった取組についてはどう考えるか。

教育委員会事務局付課長 S o c i e t y 5 . 0に向けて、今、県の教育委員会の方でも、E d T e c h (エドテック)、テクノロジーをしっかりと取り込んだ教育をしていこうということで、先進的に教育をしており、その指定を、みらさか小学校、中学校も受けているので、県としっかり連携してやっていく中で、この取組を市の方へも広げていきたいとに考えている。

迫田教育長 その他ないか。井岡委員いかがか。

井岡委員 ちょうどコロナ禍で追い風になったというか、思ったよりも進んでおり、随分変わったと思っている。これで本当に、適正化に反映することができると思う。

迫田教育長 今皆様のご意見を踏まえ、また答申書にもあるように、やはり時代が大きく変わってきている。もちろんこの三次を取り巻く教育全体の状況が変わってきている中で、まずはI C Tを利用していくという段階だが、それが幅広く、学校のあり方なり、学び方なりを変えていく要素になるのではないか。さらには、それを適正化という視点からとらえると、どのように活用し、また機能していくのかということを見定める必要がある。ということを出していただいたかと思う。実際、使っている状況は今まだ初期の段階であり、先ほど事務局からもあったように、これからの三次というものを考えていくと、この利活用の状況は、まさに深水委員が言われたように、根底から変わってくる状況というのがあって、学校単位での学び、教員と子どもがいてその中でのやりとりだけの学びという発想というものとは変わっているのだということは言えるのだろうと思う。そういう中で

の利活用ということは、ぜひ見通してやっていくべきことだろうということとは皆さんの共通した意見という風にとらえてよろしいか。その他に意見はないか。

藤井委員 気になったことは、例えば不登校であったり、同じクラスでは学習の時間を共にできない生徒がいる現状の中で、このICTタブレットであったり端末で、違う教室や家庭で授業を受けることは、基本的には今の状態でいうとOKであるという中で、ちょっと行きたくないぐらいのレベルの子に対して、あなたは学校へ行ける、あなたはいいという線引きをどこでどうするのかという問題も出てくるのではないかと。親は親で時間が忙しいから、じゃああなたは家で受けなさいと言ったら、元気でも家で受けるのか。そういった子と本当に行けない子はどこで線を引くのか。そういったことが多分に出てこようかと思う。専門家ではないので、わからないところだが、そういったことの心配があるかと思う。

教育委員会事務局付課長 線を引くというのは難しいと思う。学校は生徒指導で、不登校等を未然に防ぐという取組をずっと進めているので、その中で、どうしてもいろいろな状況でしんどいから学校に行かれないという子については、そういう対応が必要になってくると思うが、やはりそれはそれまでしっかり学校も関わり切る中で、安易にタブレットをどうぞということにはしないようにしていきたいと思う。

迫田教育長 やはり、すべてを解決するものではないということを確認しておくということが必要だと思う。子どもにとって、本当にこれから求められる力に繋がる学びに活用していかないといけないということや、或いは三次のよさもあるので、自然環境豊かな部分をリアルに体験するという中でICTの活用の仕方というものも、三次市独自に考えることだと思う。今は出なかったが、先ほどの働き方改革の面でいっても、学校の中でもできるだけ子どもと向き合う時間を確保していくことが必要であり、そのために、答申の中にも出していただいているが、活用できる場所は活用していくべきだし、そういったところで、子どもと向き合う時間がしっかりとれるということに繋がれば、それはやっぱり大事な視点として考えていく必要があると思う。そういう中で、ICTの活用を、これから先のことを見定め

ながら、適正化ということで考えていくということは今からの議論につなげていけばいいと思う。次にコミュニティ・スクールについての議論に移ろうと思うがいかがか。

委員一同 ―異議なし―

迫田教育長 では、ここで5分休憩とする。再開は11時5分とする。

―5分休憩―

迫田教育長 それでは再開する。コミュニティ・スクールについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 コミュニティ・スクールについて説明する。答申の8、学校規模及び配置の適正化に向けた具体的な方策の(2)に記載がある。学校、家庭、地域の連携協力のもと、各学校の教育・学習活動をより充実・発展させる観点からコミュニティ・スクールの設置やその活性化を図ることを一つの手法として提案されている。三次市としても現在導入に向け準備を進めているところである。

教育委員会事務局付課長 コミュニティ・スクールの取組状況について説明する。先ほども別のところで小中一貫教育については説明があったが、三次市では平成23年度から小中一貫教育に取り組んできた。各中学校区で、教育目標やめざす子ども像を共有して取り組んでいったところである。その成果と課題等については答申と資料4に掲載しているのので、またご覧いただきたい。今後については、これまでやってきた小中一貫教育をさらに充実・発展させるということで、地域ぐるみで児童生徒を育む必要性があるととらえている。保護者の代表や地域の方と一緒に学校運営を行う、コミュニティ・スクールを各中学校区に導入することで、これまで取り組んできた小中一貫教育をさらに充実・発展させることができるのではないかと考え、取組を進めている。これまでも、当然たくさんの地域の方がそれぞれの得意分野を生かして、児童生徒に関わってきていただいた。今度は、学校と一緒に学校運営をしていく、子どもたちを育てていく当事者として、地域の皆さんが学校運営に関わってくださることで、さらに地域と学校との繋がりが充実し

て、未来へずっとつなげて協働できるものと考えている。今年度については、現在三次中学校区をモデル地域として導入の準備を進めている。その取組状況や準備状況等、そこで出てきた課題等を他の中学校区の学校にも紹介しながら、令和4年度以降の導入に向けて丁寧に準備を進めていきたいと考えている。

迫田教育長 今の説明について質問等なければ、コミュニティ・スクールについて、協議をいただきたい。率直な意見を願います。

深水委員 CSの導入ということに関しては、一部の議論では今までと全然変わらないのではないかという話もあると思うが、地域がしっかり関わることは非常に大切なことだと思うので、ぜひそれを前に進めていただきたいと思う。その意味では、本当に地域の学校という意識が非常に強まっていくので、学校の配置適正化ということにも繋がってくる大切な枠組ではないかという気がする。この資料にあるコミュニティ・スクールの主な機能について、校長の学校運営方針の承認と、学校運営に意見を述べることができる、教職員の任用に関して意見を述べるができる、という3点から、気になるのが、じゃあこんなことをやるといったときに、予算の部分ではどういうふう考えられるのか。地域の盛り上がりの中で、例えば、こういう学習機会を持ちたいという話になった時に、それに対しての予算の配置はどうなるのか。もう1点は、人事に対して意見を述べるというのは、どこまで諮ることができるのかという点について伺いたい。

教育委員会事務局付課長 まず、予算については、まだ準備段階なので、三次市が参考にしている府中市やその他の地域を参考にしながら、必要なものを計上していきたいと考えている。どういう活動ができて、どういう予算が必要かはまだ研究していないので、今後していく。人事について意見を述べることについては、教職員の個人的な人事等について意見を述べるのではなく、あくまで、地域の学校として、こういった教育をするためにこんな力を持った先生が必要ではないかとか、例えば、若手の教職員が今増えているので、中堅のリーダー性を持った先生も必要なのではないかということ、学校運営協議会の中で合議をしていただいて、校長や教育委員会に述べるができるものであり、決して個人の人事に関わることはない。

藤井委員 一昨年度まで社会教育委員をしており、話を伺うことが初めてのことだったが、社会教育とは何なのかという幅が広い。いってみればオールマイティに学校教育・家庭教育・生涯学習だといわれると、だから何なのかという話で難しいと思った。この三次市で取り上げられているところは、家庭教育を主体的に生かそうというのを我々は感じたところである。サポート体制が一つにあると思うので、教育委員会、学校教育課だけでコミュニティ・スクールをしなければいけないではなく、いろいろな機関との連携を交え、また住み分けも必要だと思うので、やはり、ゼロの時点から協議を重ねていくということがすごく必要であろうかと思う。早かれ遅かれ、令和4年度への目星をつけられているので、しっかりと横の繋がり、横串を刺すという表現で、協議をしていく必要があるのではないかと思う。日にちばかりが過ぎていくので、それがひいては先生方の負担軽減になるのではないかという気持ちで、社会教育委員さんも力を出してくださっている。結構なメンバーがおられるので、そういう意味での三次市の今の体制は非常にいいのではないかと思っている。

文化と学びの課長 社会教育について意見をいただいた。コミュニティ・スクールとセットで、地域学校協働活動という取組がある。これはまさに社会教育法に定められており、後ほどの議案に委員の人事を提示しているが、まさに社会教育のテリトリーの話であり、コミュニティ・スクールの中で、学校運営協議会の中へも地域学校協働推進員として、将来的にはメンバーとして入っていく。先ほどのクラブ活動のところ、地域の力を借りてとか、住民自治組織の話とか、まさに藤井委員の言われるように、地域にはそういったところを得意とする組織や人がある。そこを学校のオーダーにどう結びつけていくかというところが社会教育に与えられている大きなミッションだと思っている。今後、地域学校協働活動をより深め、広げて、その中で住民自治組織との連携等も踏まえて、人材発掘・育成といったところを考えていかなければいけない、想定される活動の中身としては、例えば郷土学習や防災の関係、学校の環境整備、放課後の学習活動として、放課後子供教室やスポーツ活動、それから、社会奉仕、自然活動体験、職場体験、こういったカテゴリーに属するものが協働活動の大きな目的になる。1度に全

部はできないかもしれないが、少しずつ人を発掘し育成していくよう取り組んでいきたい。その中で、家庭教育支援は一步進んで、支援チームを甲奴で結成し、今まさに学校とのタッグを組んでというところなので、こういったところを含めて全市的に広げていければという目標を立てている。

小根森委員 今までの評議員はなくなっていくのか。

教育委員会事務局付課長 将来的には評議員の制度を、この運営協議会の制度へ取り込んでいこうと考えている。評議員という制度は、学校の校長の求めに応じて、学校の説明を聞いてそれについて意見を述べるという機関だったが、これを運営協議会の中へ一緒にすることによって、今度は求めに応じてではなく、自らが学校に対して意見がいえようになるので、将来的には一つにしていきたいと考えている。

小根森委員 将来的にとすることは、すぐにではないということか。

教育委員会事務局付課長 コミュニティ・スクールを設置した時には取り込んでいこうと思うので、例えば、三次中学校校区が来年度からコミュニティ・スクールを始めるとなった時には、評議員の中から人選し、取り込んでいくように考えている。

小根森委員 地域サポーターはどうなるのか。

教育委員会事務局付課長 三次中学校校区で取り組んでいる準備委員会の中では、地域サポーターの方はそれぞれどこかの学校の評議員をされており、すべて運営協議会に入ってもらっている。そういうサポート事業も、この運営協議会の中でさらに行っていくよう考えている。

小根森委員 今までの地域サポーターや評議員は、保護者の方が少なかった。コミュニティ・スクールになったら、保護者の方をいかに取り込んでいくかが大事と思うが、そのあたりはどのような考えか。

教育委員会事務局付課長 そういう人選を含めて、今中学校校区でいろいろと研究をしているところである。準備委員会のメンバーが、どういう方を運営協議会に人選すれば、コミュニティ・スクール運営協議会がスムーズにいくかを研究されているので、それらの意見を基に、今後の方向性を示していきたいと思っている。今考えられているのは、地域の評議員、これまでも学校にしっかり関わってもらった中心的な方、また、PTA会長ということではなく保護者の代表の方などが考えられている。

迫田教育長 このコミュニティ・スクールについては、具体的なイメージが人によって少し違うのではないかということに危惧している。そういったところを学校とも資料や社会教育関係からも共有し、話をしているところである。基本的には、学校運営協議会がすべてやるというイメージが強いが、そういうことではなく、今あったような評議員や、中心となって協力していただける方などでコアの部分を組織し、あとは学区によっていろいろと課題も違うし、取り組むべき中身も違って行くので、そういったところをしっかりとコアの部分で議論していく。支えていただく活動は今もいろいろあるので、そういったところといかに組織的にうまくつないでいくかということを考えているということを実況として理解をしておけばいいかと思う。その上で、今の意見の中では、地域の支援が組織的にしっかり行われる体制として、学校を取り巻いてしっかりと支えていくことで、守ろうということにどんどん働くことも考えられる。また、できるだけ多くの関係者、支援の輪を広げていくことがコミュニティ・スクールには非常に大事な支援であり、保護者を取り込んで、しっかり支えていくと同時に、主体的な活動や参加につなげていくということも必要ではないかということを出していただいたと思う。その他、コミュニティ・スクールに含めて考えた方がいいという議論があれば願います。

小根森委員 今まで評議員は毎年同じ人が継続していた。このコミュニティ・スクールに関しては人材が大事なので、これはという人がいたら仕方がないかもしれないが、きっぱりと制限を設けることも大事だと思う。5年ならそれ以上はないなど、そういったところをきちんと検討していただきたいと思う。

教育委員会事務局付課長 今言われたところはすごく大切なところだと思う。運営協議会制度に変わることをきっかけに、声を掛けていくことも必要だと思っている。県立学校がコミュニティ・スクールを導入した際にも、すべての評議員が運営協議会になったわけではなく、やはりその中で厳選されたので、そういう形はとっていきたいと思っている。

深水委員 今のところすごく大切だと思っている。この運営協議会のメンバーの責任というところをしっかりと押さえていく必要があると思う。先ほど話をした、学校の運営の中で、例えば人事とか予算という非常に大きな責任が伴

ってくる部分へ関わってもらおうということも大切であるし、もう一つすごく大切なのが情報の共有ということだと思う。今までの評議員とは違って、ある意味、学校のいいところだけじゃない悪いところというのも、極端な話、例えば教員の問題といったところについてもしっかり共有することによって責任感もわいてくるだろうと思う。ただ一方では、それが共有できるメンバーでなければいけないということである。そういう意味では守秘義務の部分などをしっかりと規則などで決めて、きちんと縛っていくということも大切ではないかと思う。

迫田教育長 そのほか意見がなければ、コミュニティ・スクールについては、今進めている段階なので、適宜いろんな情報を共有し、その中でまた議論を深めたり、課題の解決策などを一緒に考えていったりする中で、取組につなげていきたいと思う。それでは、4つの検討課題について、一定の協議をしていただいたが、学校規模適正化の方針案を考えるにあたって、これだけは大事にしておく必要がある、または、こういった方向性が必要なのではないかということがあれば出していただきたい。

深 水 委 員 今回の答申の中の大きなポイントとして複式というキーワードが出てくる。複式が一つの目安となっているが、複式になると具体的にどういった課題・問題があるのかということ整理してもらいたい。

教育委員会事務局付課長 定数の部分でいうと、完全複式になるとその学校は3クラスになり、教員定数は2人となる。教員が1人いないため教頭が担任を兼務することになるため、教頭に専念することが難しい状況が生まれる。教育内容面については今後しっかりまだ研究していかないといけないとは思っている。

深 水 委 員 現状で複式がずっと運用されているのだから、しっかりと課題や問題を洗い出してもらおう。それは学校視点だけではなく、児童生徒の視点でも洗い出してもらい、その問題どのようにICTで解消していくのかという議論につなげていくというのがこの答申の大きな願いだと思う。確かに定数の問題があるのだと思うが、なぜここで複式学級ということをあえてキーワードに議論が展開しているのかというのが、まだちょっと自分の中で十分理解できないところがある。そうした課題が、例えば教育面でもあるなら、それはそれで解決していくべきである。単に複式をより大きい規模

にすれば解決できるということとは、また別の議論ではないかと思う。ぜひそこのところはしっかりと研究していただきたいと思う。

教育委員会事務局付課長 複式学級については、三次市教育委員会として、こういった指導をしていくという手引きを作っており、研修もしている。複式学級だから教育面で大きな課題があるというふうにとらえていない。ただ、深水委員がいわれるように、子ども目線、教師目線で、それぞれどういう課題が見られるのかということについては今後研究し整理していきたいと思う。

小根森委員 今言われたように、複式は良い面もある。子どもが主体的になって授業を進めるとか、学年の違う子が集まることによって、上の子と下の子が互いに助け合うこともあるが、この答申の目安に複式学級という文言がある。そうすると、深水委員が言われたように、複式学級に問題があるのかという風に思われるので、この文言をここに入れることの意味は考えていかないといけない。

藤井委員 今の複式というところで、誤解があったら申し訳ないが、小学校で完全複式となった場合、1クラスが1人ずつだと最少3人の学校が発生する。必要性があれば開かないといけないが、複式ではなく人数をベースで考えたときに、10人を下回るとそこは学校をなくしていくということなのかなと思ったりもする。その人数によるボーダーラインというのがわかりやすくなる表現なのか、制度上、複式という言葉が用いられているのだと思うが、1人の子どもが行きたいと言っているのに、それを制度によって駄目だというふうに心得られているのか。0人に対して学校を開くのはナンセンスだと思うが、1人から10人の場合はどうなるのかという協議も必要なのではないかと感じている。

小根森委員 先ほど説明があったように、クラスの数によって教職員の配置が決まるのであれば、複式という言葉を使わなくてもクラス数で表すことができるのではないか。

教育委員会事務局付課長 完全複式だと3クラスだが、3クラスという表現をした場合に、1年、4年、6年でも3クラス、1・2年、3年、5年でも3クラスとなる。また、2クラスになった場合には、教頭と養護教諭が定数配置されない状況になるということもある。表現についてはまた研究させてもらいたい。

小根森委員 適正化の目安は、ICTを活用してももう限界というところがどこかということだと思う。ICTの活用がまだ広がる可能性も大きいので、これからは1年おき、2年おきくらいに細かく検討していく必要があるということが一点と、ICTにできないことは触れ合いだと思う。その触れ合いが2人や3人しか学校に子どもがいなくなって、一緒に活動したり遊んだりするのがさみしい人数になってしまうと難しいと思う。ICTとの兼ね合いは大きいと思う。

井岡委員 ICTにも限界があると今言われたが、ICTが学校生活の全ての場面で動いているわけではない。学校の中で社会生活があって、社会性も育てなければいけない。限界がきている中で、子供たちに何をそろえられるかという大人の問題を考えなければならないと思う。複式がいいのはわかるが、限界を見極めていかなければならないと思う。

深水委員 あえて、総論的な話をさせてもらおうと、この学校のネットワークの位置について言えば、これは本当に憲法に保障される教育の義務や、住居の自由などに直結してくる。どこへ住んでもしっかり教育を受けられるというのは非常に大切な要素だと思うので、市のレベルで財政的な条件があるから1箇所統合するというのにはある意味、論外ではないかと思う。裁量権というのは十分に理解するが、どこにいても教育を受けられることは非常に大切なことで、地域の学校を残していくというのが大きな流れだと思うので、そういったものが今回の適正化の議論だろうと思っている。一つの目安としてあるICTの限界といっても、まだICTを十分に使い尽くしていない。先ほどの話の中で、まだまだ三次市の現状はsociety 4.0であり、5.0になるために研究しているということを出発点として、今度は5.0の段階に踏み込んでいくことができるのではないか。今の課題をしっかりと出してもらい、その課題を今度どう解決できるか。確かにふれあいの問題もあるので、例えば、学校間の交流をしっかりと含めていくとか、学校の分校化となった場合、授業の半分は大きい方、もう半分は小さい方で受け、残りはICTでこなすなど、いろんな機動的な運用ができるのではないか。そういうことをしっかりと議論していく出発点としての目安は必要であり、複式というのを一つの目安として設定するかどうか

というのはあると思う。もっといえば、この答申いただいた学校規模適正化検討委員会を常設して、常にそれを検討していくべきではないかと思う。そこで、複式の問題であったり部活動の問題であったりを常に集約しながら、どうすれば解決できるか、地域に移管するのか、ICTでこなせるのかといったことを、常に議論していく場が必要であり、それにしっかり対策していくというのが必要なのではないかと考えている。

小根森委員 複式について三次市の先生方はすごく頑張っておられると思う。イエナプランという、3学年ぐらいを一つのクラスとする教育があるが、保護者等にはそれを好む人もあるので、やっぱりいろんな学習の在り方を考える機会でもあるかなと思う。小規模の学校には小規模の学校の可能性があると思う。滝沢先生がおっしゃったが、そういうこともしっかり考えていけたらいいと思う。

迫田教育長 それでは、時間も限られているため、その他なければ本日はここまでの協議とし、出していただいた意見や課題について事務局でまとめたものをもとに、適正化の基準について今後議論を深めていくということによろしいか。

委員一同 一異議なし

迫田教育長 それでは、ここから会議は非公開となる。

議案第13号 三次市地域学校協働活動推進員の委嘱について
(人事に関する案件のため非公開)

議案第14号 令和3年度三次市就学指導委員会委員の任命について
(人事に関する案件のため非公開)

迫田教育長 これをもって本日の会議を終了する。